

2024年4月11日

各位

会社名 株式会社 P R T I M E S
代表者名 代表取締役社長 山口 拓己
(コード: 3922 東証プライム)
問合せ先 取締役 PR・HR 本部長 三島 映拓
(TEL. 03 - 5770 - 7888)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年4月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年5月29日開催予定の第19回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 単元未満株式を保有する株主の皆様への利便性を考慮し、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入するべく、第10条(単元未満株式の買増請求)を新設するものであります。
- (2) 現行定款に規定済みの補欠監査役に関する規定に関し、新たに第35条(補欠監査役)第4項に補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、第33条(監査役の任期)第2項ただし書きにおいて、補欠監査役の任期は、当該補欠監査役の選任決議の効力が失われた時を超えない旨を定め、補欠監査役の任期を明確にするものであります。
- (3) 株主総会を開催することが困難な場合であっても、株主総会の決議を要せずに剰余金の配当を行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会によっても行い得るよう、定款変更案第45条(剰余金の配当等)を新設するものであります。なお、本定款変更の効力発生後も、株主総会で剰余金の配当等を決議することができるとは変わりはありません。
- (4) その他、上記各変更に伴う条数や字句を変更し、併せて一部表現の変更行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の内容

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2024年5月29日(予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 2024年5月29日(予定)

定款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示しております。)

改訂前	改訂後
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (商_号) 当社は、株式会社PR TIMESと称し、英文では、PR TIMES Corporationと表示する。	第1条 (商号) 当社は、株式会社PR TIMESと称し、英文では、PR TIMES Corporationと表示する。
第2条 (目_的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 広報の企画、制作 <u>及び</u> 広報代理業務 (2) 広告宣伝の企画、制作 <u>及び</u> 広告代理業務 (3) インターネットを利用した各種情報処理サービス <u>及び</u> 情報提供サービス (4) デジタルコンテンツの企画、制作、配信 <u>及び</u> 販売 (5) インターネットのホームページの企画、制作、販売、運営 <u>及び</u> その仲介業務 (6) コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売、使用許諾、保守、輸出入 <u>及び</u> その仲介業務 (7) 各種マーケティング業務 (8) 前各号に関連する業務のコンサルティング <u>及び</u> 業務受託 (9) 子会社および関連会社の事業活動に関する運営管理業務 (10) 上記各号に付帯関連する一切の業務	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 広報の企画、制作 <u>および</u> 広報代理業務 (2) 広告宣伝の企画、制作 <u>および</u> 広告代理業務 (3) インターネットを利用した各種情報処理サービス <u>および</u> 情報提供サービス (4) デジタルコンテンツの企画、制作、配信 <u>および</u> 販売 (5) インターネットのホームページの企画、制作、販売、運営 <u>および</u> その仲介業務 (6) コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売、使用許諾、保守、輸出入 <u>および</u> その仲介業務 (7) 各種マーケティング業務 (8) 前各号に関連する業務のコンサルティング <u>および</u> 業務受託 (9) 子会社および関連会社の事業活動に関する運営管理業務 (10) 上記各号に付帯関連する一切の業務
第3条 (本店の所在地)	第3条 (本店の所在地)

改訂前	改訂後
当社は、本店を東京都港区に置く。	当社は、本店を東京都港区に置く。
<p>第4条（機関構成）</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く<u>ものとする</u>。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>第4条（機関構成）</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>
<p>第5条（公告の方法）</p> <p>当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない<u>場合は</u>、日本経済新聞に掲載する方法による。</p>	<p>第5条（公告の方法）</p> <p>当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない<u>ときは</u>、日本経済新聞に掲載する方法による。</p>
第2章 株式	第2章 株式
<p>第6条（発行可能株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>40,000,000株</u>とする。</p>	<p>第6条（発行可能株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>40,000,000株</u>とする。</p>
<p>第7条（自己の株式の取得）</p> <p>当社は、会社法第<u>165</u>条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>	<p>第7条（自己の株式の取得）</p> <p>当社は、会社法第<u>165</u>条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>
<p>第8条（単元株式数）</p> <p>当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>	<p>第8条（単元株式数）</p> <p>当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>第9条（単元未満株式についての権利）</p> <p>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第<u>189</u>条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第<u>166</u>条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集</p>	<p>第9条（単元未満株式についての権利）</p> <p>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第<u>189</u>条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第<u>166</u>条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株</p>

改訂前	改訂後
株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>
(新設)	<u>第 10 条 (単元未満株式の買増請求)</u> <u>当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</u>
<p><u>第 10 条 (基準日)</u> 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>同項の株主の権利を害しない場合は、同項記載の日の後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割その他これに準ずる事由により当社の議決権を有する株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。</u></p> <p>3. 第 1 項のほか、<u>必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>	<p><u>第 11 条 (基準日)</u> 1. 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主 (以下「<u>基準日株主</u>」という。) をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、同項の株主の権利を害しないときは、同項記載の日の後に、募集株式の発行、合併、株式交換または吸収分割その他これに準ずる事由により当社の議決権を有する株式を取得した者の全部または一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。</u></p> <p>3. 第 1 項のほか、<u>必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>
<p><u>第 11 条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>	<p><u>第 12 条 (株主名簿管理人)</u> 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>

改訂前	改訂後
<p>2. 株主名簿管理およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に<u>取扱</u>わせ、当会社においては<u>取扱</u>わない。</p>	<p>2. 株主名簿管理<u>人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に<u>取り扱</u>わせ、当会社においては<u>取り扱</u>わない。</p>
<p>第<u>12</u>条（株式取扱規則） 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する<u>取扱</u>いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第<u>13</u>条（株式取扱規則） 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する<u>取り扱</u>いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第<u>13</u>条（株主総会の招集） 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</p>	<p>第<u>14</u>条（株主総会の招集） 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要<u>が</u>あるときに随時招集する。</p>
<p>第<u>14</u>条（電子提供措置等） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる<u>ものとする</u>。</p> <p>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>又</u>は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>第<u>15</u>条（電子提供措置等） <u>1.</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>会社法第325条の2に規定する</u>電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>また</u>は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第<u>15</u>条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある<u>場</u></p>	<p>第<u>16</u>条（招集権者および議長） <u>1.</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある</p>

改訂前	改訂後
<p>合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</p>	<p><u>とき</u>を除き、取締役会の決議により、<u>代表</u>取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2. <u>代表</u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</p>
<p>第16条（株主総会の決議方法）</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある<u>場合</u>を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>第17条（株主総会の決議方法）</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある<u>とき</u>を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>
<p>第17条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会<u>毎</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第18条（議決権の代理行使）</p> <p>1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会<u>ごと</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第18条（株主総会の議事録）</p> <p>株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。</p>	<p>第19条（株主総会の議事録）</p> <p>株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第19条（取締役の員数）</p> <p>当会社の取締役の員数は10名以内とする。</p>	<p>第20条（取締役の員数）</p> <p>当会社の取締役の員数は10名以内とする。</p>
<p>第20条（取締役の選任）</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使</p>	<p>第21条（取締役の選任）</p> <p>1. 取締役は、株主総会において選任する。</p>

改訂前	改訂後
<p>することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない<u>ものとする</u>。</p>	<p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>第21条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第22条（取締役の任期）</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>
<p>第22条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長1名を定め、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第23条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長1名を定め、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2. 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</p>	<p>第24条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがあるときを除き、<u>代表</u>取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2. 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</p>
<p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第25条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および<u>各</u>監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

改訂前	改訂後
<p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>第25条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。</p> <p>3. 当社は、会社法370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第26条（取締役会の決議方法） 1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。</p> <p>3. 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第26条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名をする。</p>	<p>第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名・押印または電子署名をする。</p>
<p>第27条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>第28条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>第28条（取締役の報酬） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第29条（取締役の報酬） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>
<p>第29条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>第30条（取締役の責任免除） 1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

改訂前	改訂後
<p>る。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、<u>同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>第30条（監査役の数）</p> <p>当社の監査役の員数は3名以内とする。</p>	<p>第31条（監査役の数）</p> <p>当社の監査役の員数は3名以内とする。</p>
<p>第31条（監査役の選任）</p> <p>当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>第32条（監査役の選任）</p> <p>当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>
<p>第32条（監査役の任期）</p> <p>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第33条（監査役の任期）</p> <p>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。<u>ただし、退任した監査役の任期の満了すべき時までには、第35条第4項の定めにより、補欠監査役の選任の効力が失われた場合には、補欠として選任された監査役の任期は、補欠監査役の選任の効力が失われた時までとする。</u></p>
<p>第33条（常勤監査役）</p> <p>監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第34条（常勤監査役）</p> <p>監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
<p>第34条（補欠監査役）</p> <p>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる<u>場合</u>に備え、株主総会に</p>	<p>第35条（補欠監査役）</p> <p>1. 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる<u>とき</u>に備え、株主総会に</p>

改訂前	改訂後
<p>において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第<u>31</u>条第1項（監査役の選任）の規定を準用する。</p> <p>3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した<u>場合</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 補欠監査役の選任の効力は、<u>選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間</u>とする。</p>	<p>において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条（監査役の選任）の規定を準用する。</u></p> <p>3. <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任したときの任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>第<u>35</u>条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の<u>場合</u>には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。</p>	<p>第<u>36</u>条（監査役会の招集通知） <u>1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。</p>
<p>第<u>36</u>条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある<u>場合</u>を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>第<u>37</u>条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある<u>とき</u>を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>第<u>37</u>条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。</p>	<p>第<u>38</u>条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名・押印または電子署名をする。</p>
<p>第<u>38</u>条（監査役会規程） 監査役会に関する事項については、法令または<u>本定款</u>に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第<u>39</u>条（監査役会規程） 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>第<u>39</u>条（監査役の報酬）</p>	<p>第<u>40</u>条（監査役の報酬等）</p>

改訂前	改訂後
<p>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>
<p>第40条（監査役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第41条（監査役の責任免除） 1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第41条（選任方法） 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>	<p>第42条（選任方法） 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>
<p>第42条（任____期） 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>	<p>第43条（任期） 1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する<u>事業</u>年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第43条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</p>	<p>第44条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</p>
<p>第44条（期末配当金） 当社は、<u>株主総会の決議</u>によって、<u>毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者</u>に対し、<u>金銭による剰余金の配当</u>（以下</p>	<p>第45条（剰余金の配当等） 当社は、<u>剰余金の配当等</u>会社法第459条第1項各号に定める事項については、<u>法令に別段の定めがあるときを除き</u>、<u>取締役会決議</u>によって定めることができる。</p>

改訂前	改訂後
<p>「<u>期末配当金</u>」という。)を支払う。</p>	
<p><u>第45条（中間配当金）</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める<u>剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）</u>を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第46条（剰余金の配当の基準日）</u> 1. <u>当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u> 2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年8月末日とする。</u> 3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><u>第46条（期末配当金等の除斥期間）</u> <u>期末配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>第47条（配当金等の除斥期間）</u> <u>配当財産は、交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその交付義務を免れる。</u></p>